

告 示

埼玉県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンスタイル南栗橋

埼玉県久喜市南栗橋八丁目二番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

小中学校の通学時間帯には、交通整理員の配置等の措置を講じること。

二 縦覧期間

令和四年一月二十一日から令和四年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター